

## 「第258回判例・事例研究会」

日 時	平成30年5月30日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 服部 毅

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 求償金等請求事件 管轄裁判所 最高裁判所 判 決 平成27年11月19日 判決
<b>事 案</b>	<p>(1) X（信用保証協会）は、A株式会社からの委託を受け、平成元年4月10日、株式会社B銀行との間で、AがB銀行に対して有する一切の債務を連帯保証する旨の契約を締結した。</p> <p>(2) Aは、平成2年8月14日、B銀行から、借り入れた。</p> <p>(3) Y（Aの取締役（当時））は、Aから委託を受け、平成2年8月13日、B銀行との間で、Aの上記（2）の各債務を連帯保証する旨の契約をした。</p> <p>(4) Xは、平成6年2月23日、B銀行に対し、上記（2）の残債務全額を代位弁済した。</p> <p>(5) Aは、平成6年12月30日から平成13年5月16日までの間、Xに対し、上記（4）の代位弁済により発生した求償金債務を一部弁済した。</p> <p>(6) Xは、平成14年5月20日、Aに対し、上記（5）の求償金の支払を求める訴訟を提起し、同年9月13日、Xの請求を認容する判決が言い渡され、その後同判決は確定した。</p> <p>(7) Xは、Yに対し、平成24年7月25日、本件訴訟を提</p>

	起した。
<b>判 旨 (要旨)</b>	被控訴人と控訴人らの間の法律関係には民法645条（受任者の報告義務を定めた規定）が類推適用されると説示し、被控訴人に対し、業務に関する報告義務の履行として、規約に定めがない文書（原資料）の開示を命ずるとともに、規約に定めがない写真撮影も容認するよう命じ、結論的に、控訴人らの請求を全部認容した。